

(別紙5)

「政府調達に関するアクション・プログラム」
に盛り込まれている措置の実施スケジュール

「政府調達に関するアクション・プログラム」の
フォロー・アップのための関係者会議決定
(平成6年3月28日)

「政府調達に関するアクション・プログラム」の項目	実施時期	実施ガイドライン
資格審査基準の統一化を図るための連絡会議の設置 (I. 3.(1))	6年度早期に各省庁連絡会議を開催	関係者会議の専門部会として左記の資格審査手続に関する各省庁連絡会議を設け、省庁間の資格審査基準の統一化に関する検討を行う。
官報（政府調達公告）の発行 (II. (1))	・第一段階として本年夏までを目途に官報（政府調達公告）を発行。 ・第二段階として6年度内に様式の統一化を実現。	
政府調達実績に関する年次報告の発行 (II. (2))	・平成6年分より発行。	総理府で取りまとめる。
政府調達情報のデータ・ベース化 (III. (2))	・6年度内にデータ・ベース・サービスを提供。	
年度当初に開催する各省セミナー (III. (3))	平成6年度当初予算に係る調達より実施。	当該年度に大型案件（80万SDR超の調達案件）が10件以上見込まれる省庁については必ず実施する。

(参考1)

政府調達に関するアクション・プログラムについて

平成6年2月3日

アクション・プログラム 実行推進委員会

第20回アクション・プログラム実行推進委員会決定

我が国政府としては、政府調達分野において、更に一層透明性、公正性及び競争性の高い調達手続とするとともに競争力のある内外の供給者等がより容易に市場参入できるよう「政府調達に関するアクション・プログラム」を我が国の自主的措置として別紙のとおり決定する。

政府調達に関するアクション・プログラム

我が国の政府調達については、内外無差別、透明かつ公正な競争手続とするよう、これまで種々の努力を行ってきているところであるが、さらに一層透明性、公正性及び競争性の高い調達手続とするとともに競争力のある内外の供給者等がより容易に市場参入できるよう、今後以下の措置を講ずる。

1. 調達手続の抜本的改善

1. 調達手続における透明性の徹底

調達手続における透明性の徹底を図るため、本年度内に政府調達全物品分野（「政府調達に関する協定」の対象となる調達全分野）を対象とした調達手続を策定する。

その際、以下の点に留意し、策定するものとする。

- ① 一般競争契約によることが原則であることを再確認するとともに、金額及び物品の性質を考慮して一定の調達案件の調達前招請手続を整備する等によって潜在的供給者の競争参加機会の平等を確保することに留意しつつ、手続の簡素・合理・効率化に努める。
- ② 指名競争契約による場合にも、調達のあらゆる段階における機会平等を確保するとともに、その遂行に当たっては指名業者名の公表等によって透明性及び公正性を確保する。
- ③ 随意契約によらざるをえない場合には、原則として一定金額以上の調達案件の官報への事前公告を行う等によって随意契約を行う旨決定する過程での透明性及び公正性を確保する。

2. 一般競争契約の実施の徹底

- (1) 一般競争契約を原則としている現行制度の趣旨に則して一般競争契約を最大限活用する。
- (2) 指名競争契約の運用の見直しを行う。物品の性質等により参加資格を制限しようとする場合であっても、一定の客観的な入札参加資格基準を定め、それに合致するものは誰でも競争入札に参加できる一般競争契約を用いることを原則とする。
また、指名競争契約によらざるをえない場合にあっても、指名が特定者に偏することを避けるよう指名競争契約の適正な運用に努める。
- (3) 調達機関は、随意契約による調達を「政府調達に関する協定」において特定された例外的な場合にのみ適用されるよう一層厳正な手続きの執行に努めるとともに、引き続き部内審査体制の強化等を通じて随意契約の見直しを行うことにより、随意契約の縮減を図る。

3. 資格審査手続の改善

- (1) 申請者の負担軽減及び審査事務の合理化を推進するため、単一資格審査制の実施

を徹底する。資格審査申請書類については、簡素・統一化する。また、連絡会議の設置等により省庁間の資格審査基準の統一化を図る。

- (2) 資格審査制度の透明性及び公正性を確保するため、有資格者名簿を個別に閲覧等の方法により公表（少なくとも資格者名）し、その閲覧のための連絡先名を官報に公示する。

4. 落札方式の改善

コンピュータ製品、コンピュータサービス及びその他必要と認める調達において最低価格落札方式だけでは十分対応できない場合には、総合評価落札方式を活用することを勧奨する。このため、必要に応じ、調達機関はこれらの分野における総合評価の客観的基準の検討、開発を行い、適当な場合には、これを政府全体で活用する。

II. 政府調達情報の公表手段の改善

- (1) 政府調達に関心を有する供給者に調達情報をより便利な形で提供し、新規供給者等の入札機会を拡大するため、従来の官報掲載方法を変更し、政府調達関係の官報公告を取りまとめた官報（政府調達公告）を発行する。
- (2) 政府調達契約の執行の透明性を確保するため、従来の個別公表に加え、今後新たに個別調達実績（個別落札情報及び随意契約情報）を取りまとめ、政府調達実績に関する年次報告を発行する。

III. 政府調達情報の提供の改善

- (1) 調達機関は、外国供給者等の参入機会に関する情報提供及び広報の強化に努めるとともに、外国供給者等から競争参加資格手続、入札手続等契約手続に関する照会等又は調達に関する諸情報の提供依頼等を受けた場合には迅速かつ的確に対応するよう十分配慮する。
- (2) 官報（政府調達公告）に掲載される政府調達情報をデータ・ベース化し、日本貿易振興会のビジネス・サポート・センター、地方の貿易情報センター等において、在日外資系企業をはじめ政府調達に関心を有する内外の企業に幅広く提供する。
- (3) 年度当初に官報（政府調達公告）に公告する調達の対象を100万SDR以上から80万SDR以上に引下げるとともに、年度当初に開催する政府調達に関するセミナーにおいて、予算上の留保を付した上で、政府調達の見通しを可能な限り説明する。また、各省庁は、さらに詳細な情報を供給者に提供する機会を設けるため、必要に応じセミナーを開催する。

IV. 苦情処理体制・手続の整備

当面の措置として、現在限定された個別分野に導入されている苦情処理手続を全物品分野（「政府調達に関する協定」の対象となる調達全分野）に拡充する。今後、新たな「政府調達に関する協定」の発効に向け、調達に利害関係のない、公正かつ独立した審査体制による苦情処理手続の早急な整備のため所要の準備を推進する。

V. 本措置の実効性の確保

(1) 公正取引委員会は、事業者及び事業者団体による入札談合行為の防止の徹底を図るため、「公共入札ガイドライン」（仮称）を策定する。

また、調達機関は、入札において独占禁止法に違反する行為が行われることのないよう、公正取引委員会との緊密な連絡を図るとともに、反競争的な行為に対しては、関係法令に則り厳正に対処する。調達機関は、反競争的行為に関する情報の連絡体制の整備を図る。

(2) 総務庁は、政府調達手続の透明性、公正性を確保するため、行政監察の効果的実施に努める。

VI. 適用範囲

(1) 本アクション・プログラムは、「アクション・プログラムの骨格」及び「政府調達に関する申合せ」によって決定された調達、基準額及び機関を対象とする。

(2) 「ガット政府調達に関する協定」改訂交渉の結果、新たに対象となる機関については、準備が整い次第早期に本アクション・プログラムの対象とする。また、新たに対象となる調達については、準備が整い次第早期に同改定案に沿った自主的措置を採用する。

（注）工事及び設計・コンサルティング業務については、上記自主的措置として「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」（平成6年1月18日閣議了解）を策定済み。

(3) 調達機関は、基準額以下の調達についても、透明性・公正性及び競争性を確保するよう努めるとともに、随意契約の縮減を図る。このため、調達に関する情報の提供、相談の受付等の事務を円滑に処理する体制を整備し、照会等に対し迅速かつ的確に対応することにより、内外の供給者等の利便を図る。

VII. 指導・協力要請

各省庁は、広く政府関係機関一般に対し、「政府調達に関する協定」及び本アクション・プログラムに基づき、内外無差別かつ透明な手続に向けて調達手続の一層の改善に努めるよう指導を行うとともに、その実施状況の把握を行う。

また、地方公共団体に対しても、新たな「政府調達に関する協定」の対象となる機関、基準額及び調達について、地方の実情及び関係法令の規定を踏まえつつ、本アクション・プログラムの趣旨に則った協力要請を行う。

VIII. 本措置のレビュー及びフォローアップ

本措置の着実な実行を確保するため、内閣外政審議室を中心として本措置のフォローアップのための関係者会議を組織し、本措置実施のためのガイドライン及び具体的スケジュールを策定する。関係者会議は毎年実施状況をレビューする。

(参考2)

物品に係る政府調達手続について (運用指針)

平成6年3月28日

アクション・プログラム 実行推進委員会

第21回アクション・プログラム実行推進委員会決定

先般2月3日に決定した「政府調達に関するアクション・プログラム」に基づき、我が国政府としては、政府調達において供給者の利便の向上、競争力のある内外の供給者の市場参入機会の拡大及び手続の透明性の徹底を図ることを目的として、「物品に係る政府調達手続について (運用指針)」を我が国の自主的措置として別紙のとおり決定する。

物品に係る政府調達手続について（運用指針）

我が国の政府調達については、「政府調達に関する協定」に基づき透明性、公正性及び競争性の確保が図られてきているところであるが、供給者の利便及び競争力のある内外の供給者による市場参入機会の拡大に資するとともにさらに一層透明性、公正性及び競争性の高い調達手続とするため、同協定の対象となる調達及びこれに準ずる手続をとる調達について、以下の運用上のガイドラインに則り、所要の措置の実施を申し合わせる。

1. 適用範囲

- (1) 本運用指針は、別紙1の機関（以下「調達機関」という。）による「政府調達に関する協定」の対象となる調達契約を適用対象とする。

また、調達機関は、10万SDR以上13万SDR未満の価額の調達契約（平成3年11月19日アクション・プログラム実行推進委員会決定「政府調達に関する申合せ」（以下平成3年申合せという）により「政府調達に関する協定」に準じて対処することとされた調達契約）についても、本運用指針の適用対象とする。

- (2) 個別分野において特別の手続・措置が定められている場合には、本運用指針の措置に関わらず、それぞれの定められた手続・措置が適用される。なお、当該特別の手続・措置と抵触しない限りにおいては、本運用指針中の措置を実施することとし、その範囲については別に定める。

2. 市場調査の基本的考え方

- (1) 調達を円滑に実施するため、調達機関は、予定される調達に係る仕様の策定及び市場価格に関する情報収集につき市場調査を行う場合には、公正性かつ無差別性を確保した上で内外の供給者に対し情報提供を要請する。
- (2) また、調達機関は、公正性かつ無差別性が確保されている場合を除き、仕様の策定に直接関与した供給者を入札手続に参加させてはならない。

3. 調達機関における市場調査のための資料等の提供招請

調達機関は、供給者からの資料等の提出を求めなければ適切な仕様等を決定することが困難な案件（80万SDR以上の調達額と見込まれるものに限る。）については、急を要する場合及び「政府調達に関する協定」に規定する単一入札（随意契約）に該当する場合を除き、年度開始又は年度開始前の可能な限り早い時期に、次の措置をとるものとする。

- (1) 調達機関は、予定される調達案件に係る基本的な要求要件に関する資料その他必要な情報の提供招請につき官報に公示を行うとともに、供給者の要請に応じ、その写しを提供する。
- (2) 官報の公示には、以下の事項を明らかにする。

イ. 調達機関名及び連絡先

ロ. 調達の概要（名称、数量及び調達に必要とされる基本的な要求要件）

ハ. 資料等の提供期限

ニ. 説明会を開催する場合にはその旨注記

(3) 上記ハの提供期限は、急を要する場合を除き、資料等の提供招請の公示の翌日から起算して少なくとも30日以降の日とする。

4. 調達を円滑に行うための調達前の意見招請

調達を円滑に行うため、調達機関は、80万SDR以上の調達額と見込まれる調達案件については、原材料・燃料又はこれに類するものに係る調達案件、単価500SDR以下の既製品を大量購入する場合、行政サービスの継続性の観点から既存の仕様を繰り返し採用することが必要な場合及び「政府調達に関する協定」に規定する単一入札（随意契約）に該当する場合を除き、関心のある供給者が当該調達機関が作成した仕様書の案につき意見の提出を行うことができるよう、次の措置をとるものとする。なお、行政サービスの継続性の観点から既存の仕様を繰り返し採用することが必要な場合には、各省庁は、繰り返し採用する必要性についての具体的理由を含め、年度当初のセミナーにおいて当該調達の概要について説明する。

① 調達機関は、入札公告（公示）の予定日の少なくとも30日前に、官報に仕様書の案の作成が完了した旨を公示する。これを補完する上で必要な場合には、上記3.の資料招請手続において資料等を提供した供給者に招請状を送付し意見を求めるものとする。ただし、急を要する場合においては、その旨を明らかにして、供給者の対応が可能と認められる範囲内で期間を短縮することができる。この場合、期間短縮を図っても対応できない緊急の事情がある場合には、上記の規定に関わらず、4.①～④の意見招請手続を省略できる。ただし、その場合には、入札公告においてその旨を明記する。

② 仕様書の案の作成が完了した旨の公示においては、以下の事項を明らかにする。

イ. 調達機関名及び連絡先

ロ. 調達の内容（名称、数量）

ハ. 仕様書案の入手先

ニ. 意見の提出期限

ホ. 説明会を開催する場合にはその旨の注記

③ 上記②のニの意見の提出期限は、急を要する場合を除き、意見招請の公示の翌日から起算して少なくとも20日以後の日とする。

④ 調達機関は、意見招請の公示において明らかにした仕様書の案が関心のある供給者からの意見の提出により改善が必要であると認め、仕様書の案を変更する場合には、公示又は招請状に基づき応募した全ての供給者に当該変更の内容を通知する。

⑤ 上記①～④の手続は、競争に参加しようとする全ての供給者の、入札公告（公示）後における仕様書に対する照会を妨げるものではない。

⑥ 調達機関は、上記①～④の意見招請の手続をとる場合には、原則として入札前

説明会を開催する。

5. 供給者の利便に資するための調達年度の当初における情報の提供

(1) 各省庁等（別紙1の機関、以下同じ。）は、80万SDR以上の調達額と見込まれる調達計画について、年度の可能な限り早い時期に、官報に以下の事項を公示する。ただし、本項の公示以前に入札公告又は前項の意見招請を行っている場合は、本項の情報提供の手続は省略できる。

イ. 調達機関名及びその住所

ロ. 調達の内容（名称、数量等）

ハ. 入札公告（公示）の予定時期

(2) 外務省は、会計年度の当初又は年度の可能な限り早い時期において、また各省庁（当該省庁の監督の下にある政府関係の法人を含む。）は、更に詳細な情報を供給者に提供する機会を設ける必要がある場合において、関心のある内外の供給者を対象として政府調達に関するセミナーを開催し、以下の内容を説明する。この場合において、当該セミナーの開催者は、内外無差別の原則に沿って、セミナーにおける説明の内容を閲覧の方法により公表する。

イ. 上記(1)の公示に係る調達案件

ロ. 多くの供給者が関心を有すると想定される調達関連情報（予算上の留保等を付した上での可能な限り次年度以降の政府調達の見通しを含む。）

ハ. 資格審査手続の概要その他競争参加に必要な資格等

6. 供給者の利便に資するための調達情報の提供

(1) 政府調達に関心を有する供給者の利便に資するため、外務省は各省庁等と協力して、調達機関の名称、連絡先、担当者名等供給者がより容易に調達機関に照会等ができることに資する情報を一元的に取りまとめ、官報による公表を含めその情報を政府調達に関心を有する内外の供給者に幅広く提供するよう努める。また、日本貿易振興会等は、政府調達情報のデータ・ベース化と合わせて、上記の情報を幅広く内外の供給者に提供するよう努める。

(2) 各省庁等は、各関係の調達機関の所定の窓口において、調達案件の照会先を明らかにして会計年度の当初において明らかとなっている10万SDR以上の価額と見込まれる調達案件を閲覧により公表する。

各省庁等は、この情報及び、調達計画が今後の検討により変更になることが十分にあり得ることを明らかにした上で上記5.(2)のセミナーで公表した情報を日本貿易振興会に対して提供するよう努める。

(3) 日本貿易振興会は、各省庁等から提供される調達情報につき、関心のある供給者から情報の提供を求められたときは、その情報に係る調達計画が変更となることが十分にあり得ることを明らかにし、かつその変更等に対して供給者が苦情を申し立てることがないことを条件として、内外無差別の原則に沿って当該情報を提供する。

(4) 各省庁等は、関心のある供給者からの照会があった場合には、その照会に応ずるものとする。

7. 調達を円滑に行うための内外供給者情報の収集

各省庁等は、調達予定の物品に係る内外供給者情報の収集に努める。

特に、外国の供給者に係る情報については、日本貿易振興会は、各省庁等の調達部局から照会がある場合には、外国の供給者から収集した関連情報の提供に努める。

8. 随意契約締結前の情報の公表

調達機関は、10万SDR以上の調達額と見込まれる調達案件を随意契約により調達しようとするときは、競争に付しても入札がない又は再度の入札をしても落札者がいない場合、極めて緊急を要する場合及び当初の入札に際して一定の条件が満たされれば契約を更新することがある旨を全ての供給者に明らかにしている場合を除き、適切な随意契約であることを明らかにするため、以下の措置をとる。

(1) 調達機関は、契約の予定日の少なくとも20日前に官報に随意契約による旨を公示する。

(2) 随意契約による旨の公示においては、以下の事項を明らかにする。

イ. 調達の内容（名称、数量等）

ロ. 随意契約の予定日

ハ. 随意契約によることとする「政府調達に関する協定」の規定上の理由

ニ. 随意契約が予定される相手方と協議が開始されている場合には、当該協議を開始している者の名称

9. 調達手続の厳正な運用

(1) 調達機関は、調達に当たっては、「政府調達に関する協定」の規定及び会計に関する法令又はこれに準拠した規則に従い、厳正に運用するものとする。特に、内外無差別の原則の下、一般競争契約を原則としている現行制度の趣旨に則して、指名競争契約及び随意契約を縮減する。

(2) さらに、調達機関は、昭和55年の「政府調達に関する協定」の受諾及び昭和62年の同協定の改正に際しての大蔵大臣等の通達における以下の点につき、一層留意の上、適切に運用するものとする。

○ 国の物品等の調達手続の特例を定める政令の施行について（昭和55.11.27蔵計3096大蔵大臣から各省各庁の長あて）

1 一般競争又は指名競争に付する場合はもとより随意契約による場合においても、内外無差別の原則に沿って、契約の相手方の適正な選定を行うこと。

2 資格審査に係る事務をできる限り一元的に行う等、一般競争又は指名競争に参加しようとする者の利便について配慮すること。

3 協定において、商標等を特定して一般競争又は指名競争に付することを禁止しており、また、随意契約によることができる場合が制限されていることにかんがみ、必要に応じて技術審査を伴う入札手続を採用する等、入札手続の適切な運用に努めること。

4 協定が随意契約によることができる場合の要件について厳格に規定している趣旨にかんがみ、随意契約によることの可否については、特に慎重に判断すること。

○ 国の物品等の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令等の施行について（昭和62.12.25蔵計3015大蔵省主計局長から各省各庁会計課長あて）

1 一般競争に付する場合はもとより指名競争に付する場合又は随意契約による場合においても、契約の相手方の適正な選定を行い、いやしくも特定の供給者が有利となるような方法によって市場調査を行い、又は調達に関する情報の提供を行ってはならないこと。

2 競争参加者の資格審査に係る基準及び格付を統一化するとともに、当該審査に当たっては、国内供給者と外国供給者とを同等に取り扱うほか、当該供給者の取扱産品の原産地によっても差別を設けることなく同等に取り扱うこと。

(3) また、調達機関は、最低価格落札方式では十分に対応できない調達案件については、可能な範囲内で積極的に総合評価落札方式をとることとするが、透明性及び公正性を欠くことがないよう、また、国民の税負担を財源とする予算の効率的使用を損なうことがないよう、十分に留意して、運用するものとする。

なお、総合評価方式が採用される調達案件については、調達案件の価額に関わらず前記3.に規定される資料提供招請、及び4.に規定される意見提供招請の手続を採用することが勧奨される。

1.0. 供給者の利便に資するための運用上の配慮

(1) 調達機関は、入札公告（公示）において、「政府調達に関する協定」の規定により求められる事項のほか、当該入札に関する「問い合わせ先」を追加して掲載するとともに、「競争参加資格」、「納入場所」及び「納入期限」についても英語による概要の記載の中に追加して掲載する（平成3年申合せ）。

(2) 調達機関は、入札公告（公示）の日から起算して入札書が受領される期間について、「政府調達に関する協定」の規定による40日以上を特別の事情がない限り50日以上とする（平成3年申合せ）。

1.1. 調達手続の簡素・合理・効率化

調達手続の簡素・合理・効率化の観点から当面、以下の措置の実施を図る。

- (1) 官報（政府調達公告）における様式の統一化
- (2) 資格審査申請書類の簡素・統一化等資格審査手続の改善

1.2. 調達の透明化等に資する情報の公開

「政府調達に関する協定」等に規定する情報の公開によるほか、一層の透明化等に資するため、以下によりさらに積極的に情報を公開する。

(1) 調達機関は、指名競争入札を行った場合には、官報に掲載する当該入札の落札情報の中に指名した供給者名を公示する。

- (2) 調達機関は、関心のある供給者が競争参加の有資格者の名称及び住所が記載された名簿を閲覧できるように整備し、官報にその閲覧の照会先を公示する。
- (3) 外務省は、官報にガット政府調達委員会へ報告する統計を公示する（平成3年申合せ）。

- 1.3. 苦情処理手続の整備（新たな政府調達に関する協定が発効するまでの間に限る。）
「政府調達に関する協定」の規定、会計に関する法令又はこれに準拠した規則の規定及び本運用指針に基づく個々の政府調達の執行手続に関し、公正性、透明性及び競争性が確保されるよう、別紙2の苦情処理手続を設ける。

1.4. 不公正な入札

独占禁止法の規定に整合的な入札ないしは提案に基づいて調達を実施することが政府の政策であることに鑑み、調達機関は、反競争慣行に対処する適切な措置を講ずる。

- (1) 調達機関は、公正取引委員会が事業者及び事業者団体による入札談合行為等の防止の徹底を図るために策定することとしている「公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」を踏まえつつ、入札において独占禁止法に違反する行為が行われることのないよう、公正取引委員会との緊密な連絡を図るとともに、反競争的な行為に対しては、関係法令に則り厳正に対処することとする。
- (2) 調達機関が、その調達（調達仕様書の作成を含む。）に関連し、独占禁止法に違反する可能性のある行為の存在を示すような情報を得た場合は、当該機関は、公正取引委員会が適切と判断する措置を発動することができるよう、かかる情報を適時に同委員会に対し提供する。
- (3) 前記目的のために調達機関は、公正取引委員会に対し、独占禁止法違反の可能性のある行為に関する情報の発見及び提供の手続を容易にするための連絡担当官名を提供する。

1.5. 実施時期

本運用指針中の措置は、可能な限り平成6年度当初予算に係る調達から実施することを基本とし、同年度末までには本措置の対象となる調達について本運用指針に則ったものとするよう体制を整えることとする。

1.6. 本運用指針のレビュー及びフォロー・アップ

- (1) 本運用指針の着実な実行を確保するため、「政府調達に関するアクション・プログラム」に係る措置のフォロー・アップのための関係者会議において、本運用指針実施のためのガイドライン及び具体的スケジュールを策定する。
- (2) 内閣外政審議室は、毎年物品の政府調達一般に関する自主的措置の実施状況及び供給者の活用状況をフォロー・アップすることとし、上記関係者会議においてそのフォロー・アップ結果とともに本運用指針の実施状況をレビューする。その際、内外の供給者及びそれを代表する団体から意見・要望を徴取する機会を設ける。

同関係者会議は、この結果をアクション・プログラム実行推進委員会に報告を行い、所要の統計を公表することとする。